

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第16号

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則（平成13年岩手県規則第140号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																								
<p><u>(受理書)</u></p> <p><u>第45条 知事は、次に掲げる届出書を受理したときは、別に定める様式による受理書を当該届出をした者に交付するものとする。</u></p> <p><u>(1) ばい煙発生施設設置（使用、変更）届出書</u></p> <p><u>(2) 粉じん発生施設設置（使用、変更）届出書</u></p> <p><u>(3) 汚水等排出施設設置（使用、変更）届出書</u></p> <p><u>(4) 騒音発生施設設置（使用）届出書</u></p> <p><u>(5) 騒音発生施設の種類ごとの数変更届出書</u></p> <p><u>(6) 騒音の防止の方法変更届出書</u></p> <p>(提出書類の部数)</p> <p><u>第46条 [略]</u></p> <p>別表第17（第33条、第35条関係）</p> <p style="text-align: center;">地下水の基準値及び測定方法</p> <table border="1" data-bbox="145 1189 772 2049"><thead><tr><th>番号</th><th>健康有害物の種類</th><th>基準値</th><th>測定方法</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td></tr><tr><td>4</td><td>[略]</td><td>1リットルにつき6価クロム0.05ミリグラム</td><td>日本産業規格K0102の65・2（日本産業規格K0102の65・2・7を除く。）に定める方法（ただし、日本産業規格K0102の65・2・6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、日本産業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。）</td></tr></tbody></table>	番号	健康有害物の種類	基準値	測定方法	[略]				4	[略]	1リットルにつき6価クロム0.05ミリグラム	日本産業規格K0102の65・2（日本産業規格K0102の65・2・7を除く。）に定める方法（ただし、日本産業規格K0102の65・2・6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、日本産業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。）	<p>(提出書類の部数)</p> <p><u>第45条 [略]</u></p> <p>別表第17（第33条、第35条関係）</p> <p style="text-align: center;">地下水の基準値及び測定方法</p> <table border="1" data-bbox="831 1189 1458 2049"><thead><tr><th>番号</th><th>健康有害物の種類</th><th>基準値</th><th>測定方法</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td></tr><tr><td>4</td><td>[略]</td><td>1リットルにつき6価クロム0.02ミリグラム</td><td>日本産業規格K0102の65・2（日本産業規格K0102の65・2・2及び65・2・7を除く。）に定める方法。ただし、次の1から3までに掲げる場合にあっては、それぞれ1から3までに定める方法 1 日本産業規格K0102の65・2・1に定める方法による場合 原則として光路長50ミリメートルの吸収セルを用いるこ</td></tr></tbody></table>	番号	健康有害物の種類	基準値	測定方法	[略]				4	[略]	1リットルにつき6価クロム0.02ミリグラム	日本産業規格K0102の65・2（日本産業規格K0102の65・2・2及び65・2・7を除く。）に定める方法。ただし、次の1から3までに掲げる場合にあっては、それぞれ1から3までに定める方法 1 日本産業規格K0102の65・2・1に定める方法による場合 原則として光路長50ミリメートルの吸収セルを用いるこ
番号	健康有害物の種類	基準値	測定方法																						
[略]																									
4	[略]	1リットルにつき6価クロム0.05ミリグラム	日本産業規格K0102の65・2（日本産業規格K0102の65・2・7を除く。）に定める方法（ただし、日本産業規格K0102の65・2・6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、日本産業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。）																						
番号	健康有害物の種類	基準値	測定方法																						
[略]																									
4	[略]	1リットルにつき6価クロム0.02ミリグラム	日本産業規格K0102の65・2（日本産業規格K0102の65・2・2及び65・2・7を除く。）に定める方法。ただし、次の1から3までに掲げる場合にあっては、それぞれ1から3までに定める方法 1 日本産業規格K0102の65・2・1に定める方法による場合 原則として光路長50ミリメートルの吸収セルを用いるこ																						

							<p>と。</p> <p>2 日本産業規格 K0102の65・2・3、65・2・4又は65・2・5に定める方法による場合（日本産業規格 K0102の65・の備考11のb)による場合に限る。） 試料に、その濃度が基準値相当分（1リットルにつき0.02ミリグラム）増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70パーセント以上120パーセント以下であることを確認すること。</p> <p>3 日本産業規格 K0102の65・2・6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合 2に定めるところによるほか、日本産業規格 K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うこと。</p>
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる届出について適用し、同日前に行われた届出については、なお従前の例による。